

令和 8 年度防府徳地地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

防府徳地地域は、瀬戸内平坦部の防府市と中山間部を含む山口市徳地に展開しています。防府市 1,876ha、山口市徳地 636ha の水田があり大半は標高 150m 以下に位置していますが、徳地地域の一部は標高 300m を超える高冷地も含まれます。農業者の平均耕作面積は極めて小規模で防府市 0.46ha、山口市徳地 0.6ha であり、農業経営上の課題となっています。市街地や近隣の工場地帯に隣接しており、大部分の農業者は兼業農家です。

認定農業者は防府市 97 名（農地所有適格法人 15 組織）、山口市徳地 22 名（農地所有適格法人 4 組織）います。

当該地域は、全耕地面積に占める主食用米作付面積の割合が約 55% で、転換作物に占める小麦、飼料作物の面積が多く、土地利用型作物の担い手への集積に取り組んでいます。

加工用米、飼料用米等の新規需要米への作付けの転換を推進し、需要に応じた水稻生産により、水田面積の維持を図っていく必要があります。また、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに、不作付地の拡大が進んでいます。こうした中、水稻作付面積の維持が課題となっています。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

市街地周辺は農地の減少が進んでいますが、消費地に隣接することから、多様な園芸作物を推進します。西部の干拓地帯は比較的経営規模が大きく、水稻と麦、タマネギ等を組み合わせた土地利用型作物を中心に推進します。また、効率的な農業経営を促進するため、農業法人等の組織経営体や意欲的な農業者に対し、行政と連携して認定農業者制度や農地中間管理事業等を活用し、農地集積を進めます。

山口市徳地は中山間地域に位置し、水稻中心の農業が営まれています。一部では、園芸作物（いちご、ピーマン、やまのいも）の生産が行われています。高齢化により承継されない農地の遊休化が増加しており、急激な耕作地の減少が懸念されるため、農地の受け手として集落営農組織等の法人化や、規模拡大を目指す農業者等の育成を支援します。中山間地域の特性を活かして水稻種子、醸造用米及び良質米の生産と園芸作物の生産を拡大します。また、農家の生産意欲を高めるため地域重点品目野菜の生産を振興し、消費地での販売を拡大する等、地域農業の活性化を進めます。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

認定農業者や集落営農組織、農作業受託組織を水田農業の主たる担い手として位置づけ、農地集積・集約化を進めることで水田の有効利用を図ります。

水稻作付面積が減少する中、水田には可能な限り水稻の作付けを推進します。また、主食用米の品質向上を図りつつ、需要のある加工用米、飼料用米へ誘導し、「結びつき米」

の生産拡大を進めます。米の生産と高収益作物や戦略作物等の作付を併せて、水田フル活用に取り組みます。

防府徳地地域では、気象条件や土壌条件に合う作物（水稻、麦、高収益作物）による2年3作体系で、地域の状況に応じ地域の話し合いに基づきブロックローテーションに取り組むことを検討します。玉ねぎの選果機と乾燥施設の整備ができたので、他地域と連携する協議を進めていきます。

畑地化については、高収益作物の作付拡大を図るため、基盤整備事業と一体的に推進します。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

ア 家庭用

需要に応じた生産を行い、安全・安心を基本とした「結びつき米」として主食用米、水稻種子の栽培面積の拡大維持を図ります。

主食用米うるち種については、買取・収穫前契約により全量の結びつきを強化し、また、土作りや適切な施肥管理・基幹防除徹底に努め、品質・収量の安定に取り組みます。

また、多収性品種良食味米の実証圃を行い新たな販路の拡大に取り組めます。

イ 酒造好適米

需要に応じた作付契約栽培を推進し、高品質・安定的な生産を図ります。

（２）備蓄米

取組なし

（３）非主食用米

ア 飼料用米

養鶏業者を中心とした需要に応えるように、山口市徳地及び防府市の担い手が多収性品種の作付けを行い、適切な肥培管理や除草等に取り組むことにより生産量を安定させ、作付面積の維持・拡大に取り組めます。

イ 米粉用米

取組なし

ウ 新市場開拓用米

取組なし

エ WCS 用稲

WCS 用稲は、生産コストの低減とともに耕種農家と畜産農家の連携強化進め、生産利用の維持拡大を図ります。

オ 加工用米

主食用米の需要減が見込まれる中、需要のある酒造用「日本晴」の拡大に努めます。また、管内でも大区画農地を有する西部地域（西浦、大道）の担い手を中心に、複数年契約の取組、実需者との結びつきを推進し、生産の拡大に取り組めます。また、フレコン出荷等により省力化、出荷経費の削減を図ります。

(4) 麦、大豆、飼料作物

管内でも大区画農地を有する西部地域（西浦、大道）を中心に認定農業者や集落営農組織に対して、団地化や利用集積を推進し、機械化一貫体系による省力化や経営所得安定対策等の活用を推進します。種子（小麦・裸麦）の生産については、採種面積の維持確保及び良質種子の安定生産に取り組みます。

小麦については、需要に応じた生産と生育予測・追肥診断システムを活用した開花期追肥作業等の徹底による実需者が求める高タンパク化に取り組みます。

裸麦については、需要に応じた生産を進め、排水対策等の実施により、収量の安定化に取り組みます。

大豆は、管内の需要量に応じた作付面積の確保に取り組みます。

飼料作物については、畜産農家と耕種農家との連携により良質な粗飼料が確保できるよう、担い手農家への栽培、耕畜連携や機械化一貫体系の取組を進めます。

(5) そば、なたね

管内の需要量に応じた作付面積の確保に取り組みます。

(6) 地力増進作物

地力増進作物の作付けを支援し地力回復を図り高収益作物等への定着に取り組みます。

(7) 高収益作物

○県重点推進品目、地域品目

たまねぎ、はなっこりー、キャベツ、いちご、ピーマン、やまのいも、自然薯、春菊、トマト、レザーファン、ネギ、小松菜、きゅうり、なす、白菜、ほうれん草、アスパラ、リンドウについては担い手（生産部会を含む）を中心に作付推進し生産拡大に取り組みます。

品目を限定することにより産地化を目指し、関係機関と連携して、ブランド認定を受けることにより販路拡大に取り組みます。

たまねぎについては機械化、加工業者との取引、コンテナ出荷等の省コスト流通にも取り組みます。

ピーマン、いちご、小松菜、春菊、レザーファン等の園芸品目は新規就農者を中心に、露地野菜のたまねぎ、キャベツは、集落営農法人を中心に生産者拡大に取り組みます。

施設野菜のいちご、ピーマン、春菊、小松菜、きゅうり、施設花きのレザーファンを中心に産地の栽培面積拡大を目指し、生産部会員、地域の担い手及び新規就農者に推進し生産の維持拡大に取り組みます。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,273	0	1,343	0	1000	
備蓄米		0		0	0	0
飼料用米	97	0	52	0	160	
米粉用米		0		0	0	0
新市場開拓用米		0		0	0	0
WCS用稲	26	0	30	0	25	0
加工用米	74	0	61	0	100	0
麦	40	70	104	66	100	65
大豆	1	0	1	0	3	0
飼料作物	111	39	110	38	125	57
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	1	0	1	0	0.9	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	65	8	66	7	68	7
・野菜	61	8	61	7	60	7
・花き・花木	4	0	5	0	6	0
・果樹	0	0	0	0	2	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1-1 1-2	野菜・花き 1 2 品目	地域品目作付助成	取組面積	（令和 7 年度） 18ha	（令和8年度） 25ha
2-1 2-2	麦	担い手経営確立助成	取組面積 取組実施率	94. 8ha 取組実施率：91%	100ha 取組実施率：95%
3-1 3-2	飼料作物（基幹作、二毛作） WCS用稲（基幹作）	担い手経営確立助成	取組面積 取組実施率	95. 86ha 取組実施率：80%	120ha 取組実施率：95%
4	加工用米	加工用米担い手助成	取組面積 （単収）	（7年度）62ha （7年度）443kg/10a	70ha （単収540kg/10a）
5-1 5-2	GI・やまぐちブランド・GAP 有機JAS・エコ100認定を受けた 野菜・花き	ブランド産地化助成	取組面積	12. 68ha	13ha
6-1 6-2	飼料作物・WCS用稲（基幹作） 飼料作物（二毛作）	飼料作物等生産加算	基準をクリアした生産者の割合 飼料作物	43%	50%
			基準をクリアした生産者の割合 WCS用稲	74%	80%

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県:山口県

協議会名:防府徳地地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	地域品目作付助成	1	11,000	ピーマン、やまのいも、自然薯、春菊、レザーファン、ネギ、小松菜、きゅうり、なす、白菜、ほうれん草、リンドウ	一定規模以上の作付けをする者に支援
1-2	地域品目作付助成(二毛作)	2	11,000	ピーマン、やまのいも、自然薯、春菊、レザーファン、ネギ、小松菜、きゅうり、なす、白菜、ほうれん草、リンドウ	一定規模以上の作付けをする者に支援
2-1	担い手経営確立助成	1	9,000	麦	一定規模以上の作付けをする認定農業者
2-2	担い手経営確立助成(二毛作)	2	5,000	麦	一定規模以上の作付けをする認定農業者
3-1	担い手経営確立助成	1	9,000	飼料作物、WCS用稲	飼料作物:基幹作または二毛作で1ha以上作付けをする水田収益力強化ビジョンに位置づけられた担い手 WCS用稲:WCS用稲(基幹作)で1ha以上、または飼料作物(二毛作)との合計で1ha以上作付けをする水田収益力強化ビジョンに位置づけられた担い手 青刈り稲、WCS用稲については、加工用米等取組計画書が受理されていること
3-2	担い手経営確立助成(二毛作)	2	5,000	飼料作物	飼料作物:基幹作または二毛作で1ha以上作付けをする水田収益力強化ビジョンに位置づけられた担い手 青刈り稲については、加工用米等取組計画書が受理されていること
4	加工用米担い手助成	1	12,000	加工用米	作付面積に応じて支援
5-1	ブランド産地化助成	1	5,000	地理的表示保護制度GI、やまぐちブランド、GAP(JGAP、ASIAGAP、GLOBALGAP)、有機JAS、エコ100認証を受けた野菜、花き	作付面積に応じて支援 行政や第三者機関に認定されたものに限る
5-2	ブランド産地化助成(二毛作)	2	5,000	地理的表示保護制度GI、やまぐちブランド、GAP(JGAP、ASIAGAP、GLOBALGAP)、有機JAS、エコ100認証を受けた野菜、花き	作付面積に応じて支援 行政や第三者機関に認定されたものに限る
6-1	飼料作物等生産加算(基幹作)	1	4,000	飼料作物 WCS用稲	飼料作物:基幹作または二毛作で1ha以上作付けること WCS用稲:WCS用稲(基幹作)で1ha以上、または飼料作物(二毛作)との合計で1ha以上作付けること 地域が設定した基準収量を満たすこと 当年収穫物に対して、播種前に堆肥を散布し土づくりを行うこと 青刈り稲、WCS用稲については、加工用米等取組計画書が受理されていること
6-2	飼料作物等生産加算(二毛作)	2	4,000	飼料作物	飼料作物:基幹作または二毛作で1ha以上作付けること 地域が設定した基準収量を満たすこと 当年収穫物に対して、播種前に堆肥を散布し土づくりを行うこと 青刈り稲については、加工用米等取組計画書が受理されていること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。